

(第六類 第一號)

第九十一回 帝國議會 皇室典範案委員會議錄(速記)第七回

(10)

付託議案
皇室經濟法案(政府提出)(第三號)

昭和二十一年十二月十六日(月曜日)午前十時三十二分開議

出席委員

委員長代理 理事小島徹三君

理事吉田 安君 理事及川 魏君
理事酒井 大塚甚之助君

殿田 孝次君 菊地英俊君
薬師神 岩太郎君 黒越 昇君

菅又 薫君 森山 ヨネ君
菊地義之輔君

日比野民平君 川野 芳滿君

久芳庄三郎君 井上 越君

星 一君 新妻 イト君

津島 文治君 松本 品吉君

森 三樹二君 今井 耕君

出席國務大臣

國務大臣 金森徳次郎君

出席政府委員

法制局事務官 井手 成三君

本日の會議に付した議案

皇室經濟法案(政府提出)

○小島委員長代理 會議を開きます。

本日は委員長が差支えができましたから、私が代理させていただきます。去る十二月十二日に本院に付託せられました皇室經濟法案を議題に供します。また政府の説明を求めます。

○金森國務大臣 本日吉田内閣總理大臣が出まして、だいたいの御趣旨を御説明申し上げる豫定であります。が、病氣のために支障がありまして、私が

ら大略申し上げたいと存じます

一番骨子となります考え方としま

しては、從來皇室の經濟に關します

ことは、國の法律で規定をするのでは

なく、全く皇室の方面的規定、つまり皇

室典範、皇室財產令をもつて定めらる

ることになつておつたのであります

が、この憲法の改正に伴いまして、皇

室の御經濟のことともすべて國の法律を

もつて規定するといふことになります

たがために、必要な事項を今御審議

を願つております。皇室經濟法が定め

ようと狙つておるわけあります。今

回の日本國憲法の中におきましては、

第八十八條には皇室財產は國に屬する

といふことが一つ、それから皇室の費

用は豫算に計上して國會の議決を経な

ければならないといふことが一つ、つ

まり財產の所屬と經費支出といふ、こ

の二點が規定せられております。それ

から憲法の第八條におきましては、皇

室と皇室外との間の財產の動き方につ

きましては、國會の議決を要するとい

ふうに規定せられております。かよ

うふうにいたしまして、憲法との關

係におきますと、三つの問題、第八十

八條の豫想しております。一つの點、

それが第八條の豫想しております

一つの點、この三つの點が法律の内容

となつて来るわけであります。結局今

御審議を願つております所のこの皇室經濟法案は、この三つの項目を、しかるべきように規定をしたいという念願に基いておるものであります。が、この條項の順序に従いまして御説明

を申し上げたいと存じております

まず經濟法の第一條におきまして

は、皇室の公用に供する國有財產を國

有財產法上の公用財產たる皇室用財產

とするということを規定しておるわけ

でございます。つまり皇室の財產は國

でござります。つまり皇室の財產は國

になります。けれども、しかしその

中でも日常の皇室の用にお使いにな

るという財產につきましての規定をし

ようといふわけであります。更に皇室

用財產を定めましたり、これを解除い

たしましたりすることは非常に重要な

ことであります。が故に、皇室經濟會

議の議を経るといふにきめまして、

そのほか皇室用財產につきまして

の皇室經濟會議の調査に關する諸般の

ことを規定いたしまして、今後皇室用

財產に關しましての取扱い方が、公正

であり、間違いがないといふにい

たしたいと存じておるのであります

第二條におきましては、これは日本

國憲法第八條の財產の授受に關するも

のであります。が、憲法改正の時に御

きましては、國會の議決を要するとい

ふうに規定せられております。が、よ

うふうにいたしまして、憲法との關

係におきますと、三つの問題、第八十

八條の豫想しております。一つの點、

それが第八條の豫想しております

一つの點、この三つの點が法律の内容

して、その條項に掲げてありますよ

うに、この性質が普通の經濟行為で

あるような場合、取引の一般的の場合と

同じように行われますものは、國會

の議決を経なくてよからう、また別

に法律で定めます所の、一定價額を

ございます。つまり皇室の財產は國

になります。けれども、しかしその

中でも日常の皇室の用にお使いにな

るという財產につきましての規定をし

ようといふわけであります。更に皇室

用財產を定めましたり、これを解除い

たしまたりすることは非常に重要な

ことであります。が故に、皇室經濟會

議の議を経るといふにきめまして、

そのほか皇室用財產につきまして

の皇室經濟會議の調査に關する諸般の

ことを規定いたしまして、今後皇室用

財產に關しましての取扱い方が、公正

であり、間違いがないといふにい

たしたいと存じておるのであります

第二條におきましては、これは日本

國憲法第八條の財產の授受に關するも

のであります。が、憲法改正の時に御

きましては、國會の議決を要するとい

ふうに規定せられております。が、よ

うふうにいたしまして、憲法との關

係におきますと、三つの問題、第八十

八條の豫想しております。一つの點、

それが第八條の豫想しております

一つの點、この三つの點が法律の内容

ます。が、豫算で皇室に差し出します

経費は、内廷費と宫廷費と皇族費と、こ

の三つに限定をいたしたわけであります

す。しかしこゝには三つだけ掲げてお

りますけれども、現在宮内省關係でお

見えになつておる費目の中に、この外

にあるものもあるのであります。たと

えば宮内府の經費というようなものに

なります。と、これは國的一般の行政

費の中にはいることになりますから、

この外になりますので、現在の宮内

省の經費を眼目にいたしますと、こ

の三費目のほかに、いわば宮内府の經

費といふようなものが加わるような考

え方になりますけれども、こゝでは

特に皇室經費として計上するものだけ

を上げたわけであります。内廷費、皇族

費といふものは、一應法律で定額をき

めています。しかしあその法律を別

に規定いたしました。が、ようなこ

とを規定いたしました。またこれに

関連をいたしました。ことによるとか

ような規定の形式を利用して設けてお

ります。その趣旨に副わないような實行が

起るかも知れませんために、かようなこ

とを規定いたしました。またこれに

関連をいたしました。ことによるとか

ような規定の形式を併せて設けてお

ります。その趣旨に副わないような實行が

起るかも知れませんために、かようなこ

とを規定いたしました。またこれに

あります。

次ぎに第七條におきまして、日本國

の象徴である天皇の地位に特に深い由

緒ある物につきましては、一般財產相

續に關する原則によらずして、これら

存じまして、別個のものにしたわけで

あります。

のものが常に皇位とともに、皇嗣がこ

れを受けらるべきものなる旨を規定い

たしております、このことはだいたいこの皇室經濟法で考えておりますのは、民法等に規定せられることを念頭にはおかないのでありますけれども、しかし特に天皇の御地位に由緒深いものの一番顯著なものは、三種の神器などが、物的な方面から申しましてこの所にはいるかと存じますが、さようなものを一般の相續法等の規定によつて處理いたしますことは甚は目的に附わない結果を生じますので、かようなものは特別なるものとして相續法より除外して、皇位のある所にこれが歸屬するということを定めたわけであります。

第八條から第十一條までの間におきましては、この法律を運営するために設けられた所の皇室經濟會議について規定をいたしておりますが、その組立て方とか、動かし方につきましては、だいたい皇室會議に關しまする皇室典範の規定を準用しておりますが、違います所はその中の構成員でありますてこの經濟會議の方におきましては、衆議院及び參議院の議長及び副議長、内閣總理大臣、宮内府の長並びに會計検査院の長をもつて組織することとしたままでして、裁判官の系統の方を除いたわけであります、これは結局この經濟會議において論じます事柄の性質が、かような結果を生み出したわけであります

さらに附則の方面におきまして、まずこの法律が日本國憲法と同時に施行さるべきことを規定いたしておりますことはわかり切つたことでありまするが、次ぎに從前の皇室の財産からこの法律によりまする皇室用財産に移り變るということに關しまする規定を設

けまして、また從前の皇室會計に所屬していました所の權利義務が今度移り變ります場合の經過的處理に關しまして、必要な事項を規定いたしております、つまり普通の經過法の内容に異ならぬのであります。

最後にこの法律の施行期日は、結局五月三日から施行さるゝということになりますので、一般の會計年度の途中にこの事柄が起るわけであります、そこでその見地から若干の特例を設ければなりません、内廷費と皇族費の年額を必要な限度に止むる特例を規定しておるわけであります。

今申し上げました諸般の論點は、だいたいにおきまして臨時法制調査會の答申を骨子として立案されておりまして、各方面の方々の御意見を伺い、殊に宮内省關係とは特に密接なる連繫をもちまして、過ちなきを期しておる次第であります、どうぞよろしく御審議を願いたいと思います。

○小島委員長代理 本日はこの程度にいたしまして、明日午前十時から質疑に入りたいと思います。本日はこれにて散會いたします

午前十時四十五分散會